

内閣参質二一一第一一四号

令和五年六月二十七日

内閣總理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員鈴木宗男君提出中国共産党と日本共産党、破壊活動防止法に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員鈴木宗男君提出中国共産党と日本共産党、破壊活動防止法に關する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「中国共産党と同じ思想」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

二について

お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。

三について

日本共産党は、日本国内において破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第四条第一項に規定する暴力主義的破壊活動を行つた疑いがあり、また、同党のいわゆる「敵の出方論」に立つた暴力革命の方針に変更はないものと認識しております、現在でもこの認識に変わりはない。